

令和4年3月25日

兵庫県知事 齋藤 元彦 様

兵庫県障害福祉審議会不服審査部会  
会長 宮田 広善

兵庫県障害福祉審議会不服審査部会の開催結果について（答申）

令和3年11月30日付けで諮問がありました障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第22条の規定に基づく処分に係る審査請求（H30-7号）について、下記のとおり答申します。

記

1 審査請求は認容するべきである。

〔理由〕

- （1） 高齢の脳性麻痺の方が症状改善することは基本的には考えづらく、医師意見書で、「上肢筋力の低下傾向。現行の支援が引き続き必要。」と記述がある中、十分な調査及び検討を行った上で、支給量を減らした決定を行ったとは言いがたい。